



テーマ 3 安心・安全・快適

防災・交通安全対策・生活マナーの向上など、生活に密接に関わる様々な課題について取り組みます。特に、災害に対する備えの充実や、区民の皆さまの期待が大きかった「犯罪のない安全なまちづくり」を推進します。

(1) 大災害に備えて防災力をさらに向上します

○東日本大震災の教訓を踏まえ、いつ起こっても不思議ではないと言われている東海地震などの大災害に備えて、防災力のさらなる向上に取り組みます。

ア 自主防災組織の地域防災力を向上します <名東消防署>

(ア) 自主防災組織リーダー養成講座を開催します 継続

【目標】自主防災組織^{*1}リーダー養成者 100人

○新任の自主防災会会長などを対象に、災害発生時における地域の防災リーダーとして活躍していただくための講座を開催します。

(イ) 震災対応訓練(自主防災訓練)を実施します 継続

【目標】震災対応訓練 年30回以上、参加者 約4,000人

○防災知識・技術の習得をすすめます
応急手当、初期消火、避難誘導などの基本訓練を行うことにより、区民の皆さまに防災知識・技術を習得していただきます。また、地震に関する講習会、災害図上訓練及び地域密着型訓練などの応用訓練を行います。



○地域支援事業所^{*2}との連携訓練を行います

地域支援事業所の敷地を一時避難場所とする訓練などを行います。

○災害時要援護者対策訓練を行います

災害時に高齢者など助けが必要な人たちの安否確認や避難支援などの対応訓練を行います。

(ウ) 自主防災組織事例発表会を開催します 新規

【目標】 自主防災組織事例発表会（平成 25 年 2 月）参加者 100 人

- 区内で優れた取り組みを行っている自主防災組織を選定し、より実践的な自主防災訓練を実施できるよう支援します。また、事例発表会を開催し、その訓練の様子を区内の全学区に紹介します。

イ 地域の避難所運営力を向上します 〈総務課〉

(ア) 「避難所運営リーダー養成講座」を開催します 継続

【目標】 避難所運営リーダー新規養成者
57 人（各学区 3 人）

- 大災害発生時、小学校などに設置される避難所の運営に必要なノウハウを身につけた「避難所運営リーダー」を養成するための講座を開催します。



(イ) 地域の避難所運営マニュアルの整備・再確認をします 継続

【目標】 避難所運営マニュアル未整備施設の解消 12 月までに実施

- 地域の皆さまと区職員と一緒に、避難所運営マニュアルを再確認する機会を設け、避難所運営の方法について話し合い、情報を共有します。
- 避難所運営マニュアルが未整備である施設の管理者などと協力して、早急にマニュアルを整備できるように支援します。

ウ 区全体の災害時対応能力を向上します 継続 〈総務課〉

【目標】 区総合水防訓練（5 月）参加者 250 人
区総合防災訓練（9 月）参加者 800 人
区防災調整会議 年 3 回
防災研修の実施 全職員

○区総合水防訓練(西山学区)及び区総合防災訓練(香流・引山学区)について、避難所運営リーダーと協力し、避難所運営の基本を再確認できるようにするなど訓練内容を充実します。

○区防災に関連する様々な行政機関や民間企業などが相互に情報共有し、連携を強化するために、区防災調整会議を開催します。

○災害時における業務の確認を行い、継続的に区災害対策マニュアルの改善を行います。

○新規採用・区転入職員への区災害対策マニュアルに関する研修を始め防災研修を実施し、職員の災害時対応能力を向上します。



(2) 地域防犯力の向上に取り組めます<まちづくり推進室>

ア 「防犯サポーター」によるパトロール活動を広めます 継続

【目標】防犯サポーター新規登録者 100人

○買い物や犬の散歩などの際、区民の皆さまに、パトロール活動を行っている旨の表示を身につける「防犯サポーター」に登録していただき、犯罪抑止効果の大きいパトロール活動をさらに広めていきます。

イ 防犯区民教室を開催します 新規

【目標】防犯区民教室 年10回、参加者 300人

○「犯罪のない安全なまちづくり」をさらにすすめるため、学区や各種団体などを対象として、地域の実情に即した内容の防犯区民教室を開催します。

(3) 「安心・安全で快適なまちづくりの日」事業を実施します^{拡充}

【目標】「安心・安全で快適なまちづくりの日」事業（11月）参加者
10,000人

○犯罪・違法駐車・交通事故などがなく、災害に強い「安心・安全なまちづくり」、また、ごみのポイ捨てなどのない「快適なまちづくり」をさらにすすめるため、地域・事業者の皆さまと区役所を始めとする行政機関が連携を強め、様々な活動を展開します。



○11月第3日曜日を中心に、通学路の安全チェックを始めとする「安心・安全で快適なまちづくりの日」事業を実施します。

<まちづくり推進室>

(4) 青少年健全育成講演会を開催します^{新規}

【目標】講演会（12月）参加者 250人

○区民の皆さまに、現在の青少年を取り巻く問題についての理解を深めていただくとともに、地域と区役所を始めとする行政機関が、一体となって青少年が健全に育つ環境づくりをすすめるために、講演会を開催します。

<まちづくり推進室>

(5) ペットと暮らすきれいなまちづくり活動を実施します^{継続}

【目標】巡回パトロール 年6回
犬のしつけ方教室 年2回、参加者30人
啓発チラシの回覧 年5回

○ペットの糞などによる被害が多く発生している地域を新たなモデル学区とし、モデル学区を中心に様々な啓発活動を地域の皆さまとともに実施します。

○犬のしつけ方教室、猫の迷子札の配布、啓発チラシの回覧などを実施し、犬・猫による迷惑防止をさらにすすめます。

<生活環境課>



(6) 喫煙マナーを向上させます 継続

【目標】 路上禁煙地区※³（禁煙ロード）における
啓発活動 年6回

○藤が丘駅周辺の路上禁煙地区で、人通りが多い時間帯に、職員による啓発活動を行います。

〈名東環境事業所〉



(7) ごみ減量を推進します 継続

【目標】 小学校出前講座 年3回以上
事業系ごみの立入指導 年20事業所

○市外からの転入者が増加する年度始めと年度末に、名古屋市のごみと資源の出し方を知っていただくため、区役所にごみ案内所を設置します。また、随時、不適正な出し方をされる人に対する指導を行います。

○収集車を見ながら学ぶ小学校出前講座などを行い、小学生からの分別意識の定着をすすめます。

○事業所に対して、事業系ごみの立入指導を行います。 〈名東環境事業所〉



(8) 保健委員との連携を強化します 継続

【目標】 新任保健委員研修（5月）参加者 新任保健委員の70%以上

○地域で保健業務、環境事業業務その他公衆衛生業務への協力をいただいている保健委員が、職務に一刻も早く精通し、より積極的に活動していただくために新任研修を実施します。

○保健委員との情報交換を十分に行い、これまで以上に連携を強化します。

〈保健所企画調査係〉



(9) 生肉などによる食中毒の発生を防止します

拡充

【目標】 営業施設に対する監視指導 200 件以上
講習会参加者 400 人以上

- 食の安全・安心を確保するため、飲食店や食肉販売店などの営業施設に対し、生肉などによる食中毒防止についての監視指導を実施します。
- 区民の皆さまに対し、生肉などによる食中毒防止のための講習会を開催します。特に、ハンバーグの加熱調理について、名東保健所が独自に作成したリーフレットを活用して啓発を行います。

〈生活環境課〉



(10) 地下水を採取している事業所に対する指導を実施します

新規

【目標】 井戸設備設置事業所に対する立入指導 全事業者

- 井戸設備を設置している事業所に対して立入調査を行い、新たに義務づけられた、地下水採取量の報告制度について周知するとともに、設備の設置状況を確認し、適切な指導・助言を行います。

〈公害対策担当〉

(11) 理容所・美容所などへの監視指導を実施します

拡充

【目標】 施設に対する監視指導 200 件

- 理容所・美容所などの営業施設に対して監視指導を実施し、施設の衛生水準を向上します。また、県からの権限移譲により今後施行予定である、これらの施設の衛生措置基準などに関する新たな市条例の内容について周知します。

〈生活環境課〉



(12) 出張健康相談・地域乳がん検診を実施します 継続

【目標】出張健康相談 年2回、相談者60人
地域乳がん健診 年4回、受診者150人

○区民の皆さまが自分の健康を確認し、いきいきと活動できるように、地域の身近な場所で健康相談や乳がん検診を実施します。

<保健予防課>



※1 自主防災組織

昭和34年の伊勢湾台風による甚大な被害を教訓として制定された災害対策基本法によって生まれた、隣保協同の精神に基づく地域住民による自発的な防災のための組織です。名古屋市では昭和56年から震災対策事業として、町内会・自治会単位に結成され、現在ではほぼ100%の町内会・自治会で結成されています。

※2 地域支援事業所

事業所が現有している資器材などの提供や敷地の一時避難場所としての提供など、災害時の被害を軽減することを目的として地域との双方合意による大規模災害時の支援協力に関する覚書を締結している事業所です。

※3 路上禁煙地区

名古屋市では「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」に基づき、名古屋駅・栄・金山・藤が丘の4地区を「路上禁煙地区」に指定しており、路上禁煙地区の道路上で喫煙した場合は2,000円の過料が科されます。